

# 平成27年度通常理事会議事録

公益社団法人 全国市有物件災害共済会

## 公益社団法人全国市有物件災害共済会

### 平成27年度通常理事会議事録

- 1 日 時 平成27年5月21日(木) 13時00分～13時50分
- 2 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番2号  
全国都市会館第2会議室(3階)  
次の理事は、Web会議システム(インターネット回線を使用した音声と映像を伝達するシステム)により参加した。  
玉田敏郎(神戸市副市長室)  
高田晋(熊本市災害対策指揮室)
- 3 理事総数及び定足数 理事現在数 19名 定足数 10名
- 4 出席理事 10名  
稲葉信義、浮揚庸夫、小笠原憲一、加藤昭彦、小林一三、  
高田晋、玉田敏郎、福田紀彦、丸口邦雄、村上龍一(五十音順)  
(欠席) 浅井文彦、石井周悦、岡田政勝、木村正樹、貞刈厚仁、高井徹  
田宮正道、西藤公司、能海広明(五十音順)
- 5 出席監事 監事現在数 1名 監事氏名 遠藤幸子
- 6 議題

#### 【決議事項】

- 議案第1号 平成26年度事業報告について
- 議案第2号 平成26年度決算について
- 議案第3号 公益社団法人全国市有物件災害共済会支払準備資産に関する規程に定めるリスクの範囲について
- 議案第4号 公益社団法人全国市有物件災害共済会業務方法書第12条第3項ただし書きの規定に定める有資格者の再任について
- 議案第5号 総会の日時、場所、目的である事項等の決定について
- 議案第6号 総会において選任される理事候補者の決定について

#### 【報告事項】

- 報告第1号 理事の退任について
- 報告第2号 代表理事の職務執行の状況について

報告第3号 平成26年度助成対象事業における各団体の実施状況について

報告第4号 阿賀野市の入会について

## 7 議事の経過の要領及びその結果

### (1) 定足数の確認等

福田紀彦理事長（以下「福田理事長」という。）より挨拶を行った。

続いて、議事の開始に先立ち本会事務局（以下「事務局」という。）より定款第33条に基づき、福田理事長が議長に就く旨の説明を行った。

議長は、理事会の開会を宣言し、続いて、事務局に本会理事会の定足数について確認をさせたところ、事務局からは、10名の出席があり、定款第34条第1項に定める定足数を充足している旨の報告を行った。

なお、両会場間で音声及び映像が双方向で伝わる環境となっていることについて、当該理事会開始の直前に事務局で確認を行っている。

### (2) 議案の審議状況及び議決結果等

議長は、議事に入る旨を宣言し、本日の議題について、通常理事会の招集通知を行った5月13日以降に、理事候補者の確定及び本会への新たな入会があったため、議案第6号及び報告第4号を追加議題としたい旨の説明を行い、出席理事の了解を求めた。

これに対し、出席理事からの異議は出なかったため、議案第6号及び報告第4号を議題として追加した。

続いて、議長は議事録署名者について、定款第36条第2項の規定に基づき、出席した代表理事及び監事が行う旨を告げ、議案の審議に入った。

議案の審議については、浮揚庸夫常務理事（以下「浮揚常務理事」という。）の議案説明後、議長が採決をとる形式で行われた。

### 【決議事項】

ア 議案第1号「平成26年度事業報告について」

議案第2号「平成26年度決算について」

議案第3号「公益社団法人全国市有物件災害共済会支払準備資産に関する規程に定めるリスクの範囲について」

議案第1号、議案第2号及び議案第3号について、次のとおり一括し

て説明を行った。

議案第1号については、平成26年度末の会員市数は681市であったこと及び各事業の概要についての説明を行った。なお、事業報告の内容を補足する重要な事項が存在しないため、附属明細書は作成していない旨の説明を行った。

続いて議案第2号は、貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書について、資産の状況、正味財産の増減、会計別の一般正味財産増減を交え説明を行った。

なお、事業報告、貸借対照表などの財務諸表等の他、公益法人認定法に基づく行政庁への定期提出書類について、役員等名簿、会員名簿、運営組織及び事業活動の状況の概要等については、情報公開資料となるため議案第1号及び議案第2号の資料とする旨の説明を行った。

また、議案第3号は、支払準備資産に関する規程（以下「支払準備資産規程」という。）第2条第1項に定める「リスクの範囲」を平成25年5月の通常理事会において選任した有資格者からの意見書に基づき177億円と定め、これに伴い平成26年度末の支払準備資産の額は、このリスクの範囲に、支払準備資産規程で規定されている運営指標6を乗じた1,062億円とする旨の説明を行った。

議案説明の後、遠藤幸子監事より、事業報告については、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示している旨及び理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められない旨並びに会計監査人の監査の方法及び結果についても相当であり、計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書、キャッシュ・フロー計算書並びに財産目録はいずれも正確であると認める旨の監査報告が行われた。

審議の結果、議案第1号、議案第2号及び議案第3号はいずれも、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

イ 議案第4号「公益社団法人全国市有物件災害共済会業務方法書第12条第3項ただし書きの規定に定める有資格者の再任について」

議案第4号について、次のとおり説明を行った。

相互救済事業については、業務方法書の定めるところにより事業を執行するが、同方法書第12条第1項及び第4項において、通常の見積額を超えて発生する巨大災害等のリスクに対応するための本会のてん補の上限であり、かつ保有資産の上限額として支払準備資産を規定している。

この支払準備資産については、理事会において決定するが、そのために必要となる、リスクの範囲及び運営指標の算出については、保険数理上の専門的な手法を要するため、同条第2項により規定したアクチュアリーという保険数理の専門家としての資格を有する「有資格者」の意見に基づくものと規定している。

有資格者の選任にあたっては、平成25年3月に有資格者の公募を行い、応募があった事業者の中から「新日本有限責任監査法人」を有資格者として選定し、同年5月17日の通常理事会で選任された（任期は選任時から2年）。

その後、同法人は、有資格者の業務を適正に遂行し、今後も確実に業務を遂行することができると思われること、更には、リスクの範囲及び運営指標の性質上、継続性を保つことが望ましいため、業務方法書第12条第3項ただし書きの規定に基づき、新日本有限責任監査法人を有資格者として再任したい。

審議の結果、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

ウ 議案第5号「総会の日時、場所、目的である事項等の決定について」

議案第5号について、次のとおり説明を行った。

定款第13条第1項及び総会運営基準第2条の規定に基づき、次回の定時総会を次の要領にて開催したい。

日時 平成27年6月17日(水) 午後1時30分より

場所 日本都市センター会館5階 オリオン

目的である事項

報告第1号 平成26年度事業報告及び決算について

報告第2号 平成27年5月開催の通常理事会の決議内容について

報告第3号 理事の退任について

議案第1号 理事の選任について

その他

併せて、議決権の行使方法について、次のように説明を行った。

(ア) 書面による議決権の行使(総会運営基準第2条第3号)

- a 総会の招集通知と合わせて、議決権行使書面を会員へ送付する。
- b 議決権行使書面による議決権の行使は、FAXで提出することとし、提出期限は、平成27年6月16日(火)午後5時15分(本会の終業時間)までとする。

(イ) 代理人による議決権の行使(総会運営基準第2条第6号)

- a 総会の招集通知と合わせて、委任状書式を会員へ送付する。
- b 委任状により代理人(受任者)一人に一切の権限を委任できることとする。
- c 委任状は、FAXで提出することとし、提出期限は、平成27年6月17日(水)午前11時30分までとする。

審議の結果、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

エ 議案第6号「総会において選任される理事候補者の決定について」

議案第6号は、報告第1号(後記)により、理事2名の退任についての報告が行われた後、次のとおり説明を行った。

退任した理事2名の補充選任について、1名については、次の方を、定款第20条第1項及び総会運営基準第2条第7号アの規定に基づき、次回総会において選出される理事候補者として決定したい。

長岡市副市長 磯田達伸 氏

残る1名の補充選任については、現在関係市と調整中であり、今後、候補者が定まった後、理事会等運営規程第8条で規定する決議の省略の方法により、理事全員の同意の意思表示を得た上で次回定時総会において選任される理事候補者に追加したい。

審議の結果、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

### 【報告事項】

#### ア 報告第1号「理事の退任について」

平成27年1月開催の通常理事会の招集通知（平成27年1月15日）以降に退任された理事2名についての報告を行った。

#### イ 報告第2号「代表理事の職務執行の状況について」

平成27年1月1日から平成27年4月30日までの代表理事3人の職務執行の状況について別紙様式「代表理事の職務執行報告」に基づき次の事項等について報告を行った。また、代表理事3人のいずれも理事会の承認を要しない利益相反行為についてないことを報告した。

(ア) 定款に基づく会議（総会、理事会）の招集

(イ) 人事・採用関連

(ウ) 課及び係設置規程の一部改正

(エ) 職員の人事・給与に関する次の規程の一部改正

職務用宿舎に関する規程、給与に関する規程、初任給、昇給及び昇格等の基準に関する規程、職員の退職手当に関する規程

(オ) 理事長に属する権限のうち、地区事務局が主担として行う必要がある共済基金分担金の請求権限等の地区事務局長への委任

(カ) 建物総合損害共済及び自動車損害共済における高額（1件1,000万円以上）な災害共済金の支出決定

- (キ) 文書管理規程施行細則の一部改正
- (ク) 「職員分限懲戒等審査委員会設置要綱」、「職員旧姓使用取扱要綱」、「職員希望降任制度実施要綱」の制定

報告に関連して公益通報窓口である遠藤幸子弁護士（本会監事。以下「遠藤弁護士」という。）より次のとおり報告があった。

新規職員の採用について、匿名の公益通報があったことから、職員就業規則第4条第1項の「公平、公正な基準に基づく選考」の趣旨を逸脱していないか、また、厚生労働省が示す「公正な採用選考について」に照らしてどうか、との観点から調査を行った。調査の結果、本会の職員採用は、適正に行われていたものと判断した。一方で、公平性、公正性が疑われることのないよう努力すべきである。

浮揚常務理事より、遠藤弁護士からいただいた意見を厳しく受け止め、採用事務の再検討を行うなど、公平性、公正性が疑われることのないよう努力してまいりたい、との発言があった。

さらに、福田理事長より、公益社団法人にとってコンプライアンスはもっとも重要であり、法令等からは、問題はないとの報告はあったが、疑念を持たれたこと自体が問題であると受け止め、今後、より適正な執行に努めて参りたい、との発言があった。

- ウ 報告第3号「平成26年度助成対象事業における各団体の実施状況について」

定款第4条第1項第5号に掲げる「防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業」の一環として実施している助成事業について、助成規程第7条第2項に基づき平成26年度に助成を受けた各団体（5団体）の助成対象事業、交付額及び実施報告書について報告した。



エ 報告第4号「阿賀野市の入会について」

平成27年5月15日付けで、新潟県の阿賀野市から入会申込書が提出されたので、浮揚常務理事において、同日付で入会を承認した旨を報告した。

以上をもって議案の審議等を終了したので、13時50分、議長は閉会を宣言し、解散した。

以上この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成27年5月21日

代表理事 福 田 紀 彦 印

代表理事 村 上 龍 一 印

代表理事 浮 揚 庸 夫 印

監 事 遠 藤 幸 子 印